

## 平成 25 年度のフロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品(カーエアコン)からの フロン類回収量等の集計結果について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づく平成 25 年度の第二種フロン類回収業者によるフロン類回収量等の集計結果は下表のとおりです。

### 第二種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果(平成 25 年度分)

	CFC	HFC	合計
回収した第二種特定製品の台数 (台)	0	1	1
回収した量 (kg)	0	1	1
25 年度当初の保管量 (kg)	329	282	611
破壊処理のために自動車製造業者等に引き渡された量 (kg)	20	67	87
再利用された量 (kg)	21	22	43
25 年度末の保管量 (kg)	270	193	463

(注) 小数点未満を四捨五入していることなどのため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

(参考)

- フロン回収・破壊法(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)施行前のフロン回収・破壊法をいう。以下同じ。)では、第二種フロン類回収業者(廃棄される第二種特定製品から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事等に登録している業者)は毎年度、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事等に報告し、都道府県知事等はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければならないこととされています。さらに、主務大臣は、この通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされています。
- フロン回収・破壊法の第二種特定製品に係る部分は基本的に平成 17 年 1 月 1 日より自動車リサイクル法に移行したことから、本集計結果に係る報告については平成 16 年 12 月 31 日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたものに限られます。